

宇城市立九州海技学院からのお知らせです

当学院は、国の重要文化財に指定されている、石積み港「三角西港」の一角にあり、眼下に紺碧の海・天草の橋を望める環境の地にそびえ立つており、世界をまたに架ける船舶職員（3〜6級海技士）を養成する、全国で唯一の公立機関（国土交通省登録機関）です。

また、同時に、船舶免許証等の更新講習機関でもあります。

ここでは、当学院の業務で、宇城市の皆さままで船舶免許証等をお持ちの方に関係のある、船舶免許証等の更新講習関係について、紹介したいと思います。

当学院では、小型船舶免許証の更新講習・失効再交付講習を、毎週火曜日の朝と毎月第2水曜日の夜実施しています。また、大型海技免状の更新講習・失効再交付講習も月1〜2回程度実施しています。

【小型船舶免許証の更新講習・失効再交付講習】

○毎週火曜日の朝は、午前8時30分受け付けの9時開始です。

○月1回の第2水曜日の夜は、午後6時受け付けの6時30分開始です。

○講習時間は、更新講習の方は1時間、失効再交付講習の方は2時間20分です。

○免許証の更新講習は有効期日の1年前から受けられます。（早く受けても有効期間は短くなりません）

☆当日、持参するもの、操縦免許証・住民票1通（本籍記載のもの）・写真2枚（4.5×3.5cm）・講習料等

【大型海技免状の更新講習・失効再交付講習】

○日程および、講習時間は異なりますので、当学院にお問合せ下さい。

☆持参するもの、海技免状・

写真（3×3cm）2枚・講習料等

講習を希望される人は、まず、当学院まで電話で連絡して下さい。（当日の書類作成を事前に行い、待ち時間を短くするため）

問合せ先

宇城市立九州海技学院

宇城市三角町三角浦1-193

☎52-24451



住宅用太陽光発電システム設置補助

市では、新エネルギーの確保と地球環境の保全に寄与するため、住宅用太陽光発電システムを設置される人に補助金を交付します。



■住宅用太陽光発電システムとは・・・

住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する装置等を言います

■対象者（次の要件を満たす人）

- ・本市に住所を有する人または、本市に住所を有する予定の人
- ・システムを自らの住宅に設置し、使用する人
- ・財団法人新エネルギー財団から住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付を受ける人

■補助額 1万円×システムを構成する太陽光電池モジュールの最大出力値（単位はキロワット）ただし、4キロワットを上限とします。

■申請受付開始日 8月1日から

■その他 平成17年4月1日以降において、すでにシステムを設置された方も対象となります。

■申込み・問合せ先

本庁企画課 ☎32-1111（内線243）

国勢調査にご協力ください

国勢調査は法律に基づいて行われます。

国勢調査は、「統計法」という法律に基づいて、10月1日現在、国内に住んでいるすべての人を対象として行うものです。

「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査票の記入および、提出の義務（申告義務）、調査員をはじめとする調査関係者の守秘義務、調査票の統計目的以外への使用禁止などが定められています。

国勢調査の結果は各方面で利用されています。

▼法律などに基づく利用

議員定数の決定、市や政令指定都市の設置、地方交付税の算定、都市計画の策定などは、法律により国勢調査の結果を利用するように定められています。

▼行政施策などへの利用

介護の充実や安心して子どもを生み育てる環境の整備など豊かな福祉社会実現のための諸施策の基礎資料として、高齢者や子どもものいる世帯などの統計が利用されます。

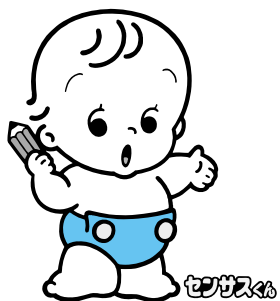
また、住民の安全を守り、災害の規模を最小限に抑える有効な防災対策を立てるために、国勢調査から得られる人口の地域分布、昼間人口や住宅の建て方などの統計は必要不可欠なものです。

問合せ先

平成17年国勢調査宇城市実

施本部（本庁広報統計課内

☎32-1111



ご注意ください！国保が使えない診療もあります。

1. 病気とみなされないもの

- ・正常な妊娠
- ・お産・美容整形・歯列矯正
- ・経済的な理由による妊娠中絶
- ・健康診断、予防注射など

2. 仕事上のけがや病気

これは雇用主が負担すべきものなので、労災保険の対象となります。

3. 給付制限にあたる場合

- ・自分自身による故意または犯罪行為による病気やけが
- ・けんか、泥酔などによる病気やけが
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

交通事故にあったら（示談の前に必ず国保に届け出を！）

疾病や負傷などの原因が、交通事故など第三者から受けた行為による場合には、治療費は、加害者が負担することになっています。国保で保険診療は受けられますが、国保への届け出が必要となります。

受付・問合せ先

本庁市民課国保係 ☎32-1111（内線124） 三角支所市民課国保年金係 ☎53-1111
 不知火支所市民課国保年金係 ☎33-1111 松橋市民センター市民課国保年金係 ☎32-1111
 小川支所市民課国保年金係 ☎43-1111 豊野支所市民課国保年金係 ☎45-1111